

箕面市観光協会公式観光情報サイトリニューアル業務 仕様書

1 業務名

箕面市観光協会公式観光情報サイトリニューアル業務

2 目的

令和 4 年度に策定した箕面観光戦略のアクションプラン（重点施策）の 1 つとして、大阪・関西万博での観光誘客も視野に、観光スポットのリアル情報の他、箕面市・観光関連事業者・各種団体が実施するイベント等、様々な観光関連情報を効率的かつ高い頻度で収集・整理・登録（蓄積）・発信できる機能と、旅行者が自らのニーズに合わせた情報を見つける仕組みを兼ね備えた、多言語版箕面市観光協会公式観光情報サイトを構築（リニューアル）する。あわせて、閲覧数向上に向けた導線づくりも実現する。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務内容および留意事項

(1) リニューアルサイトの設計・構築

ア 基本的事項

本業務においてリニューアルする箕面市観光協会公式観光情報サイト（旧サイト名「ぷらっと 箕面さんぽ」）の企画、構成、デザイン、コンテンツ等の制作にあたっては、情報発信力や訴求力の強化、観光事業者自身による記事投稿（イベント情報等）の活性化、ユーザ利便性および閲覧数の向上、SNS 等における観光客自身による UGC 発信の誘発を目的として、厳選された写真や動画を活用して閲覧者の視覚に訴えるとともに、最新のウェブサイト構築技術を活用し、「旅マエ」および「旅ナカ」でのニーズに対応した機能の充実やマルチデバイス対応、コンテンツの整理・充実、導線の強化など、全面リニューアルを行う。

イ サイト構成

現行のサイト構成を踏まえつつ、より効果的に閲覧者に訴求できるサイト構成を検討し、提案すること。その際、インターネットを経由してブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムとすること。

なお、サイト構築後に箕面市観光協会が随時、サイト全体を通して必要な観光情報の更新・追加・削除を行うことができる機能の提案を含めること。

(ア) 現行サイトの構成

- a 箕面の魅力
- b 見どころ（スポット）情報
- c イベント情報
- d 体験
- e 交通・宿泊
- f グルメ・ショッピング
- g その他（通行規制・利用規約・お問い合わせ等）
- h 外国語（英語）

※ 参考 サイトマップ（現行サイト） <https://minohkankou.net/sitemap/>

(イ) 現行サイトのコンテンツおよび機能に対して差し替え・追加を要するもの

- a イベント・スポット情報について
 - ・ 年間のおすすめイベントの紹介を行うこと。（新デザインに差し替え）
 - ・ 観光スポットやイベント周遊促進に向けた、モデルコースのページを設けること。（キュレーションおよび制作）
 - ・ 箕面市内の観光情報について、キーワード、エリア、開催時期等で検索・絞り込み・オススメや関連項目の提案ができる機能、またはそれらに類するものを設けること。
- b イベント情報投稿・データ集積機能
 - ・ 観光関連事業者や各種団体等が自ら記事投稿し、観光に資するイベントを自ら PR できる機能を設けること。
 - ※その際、入力やアップロード等について電子機器に習熟していない者でも簡便に行えるよう、文字入力部分を極力減らす、ボタンクリックによる選択式を活用するなど、入力しやすい UI とすること。
 - ・ 上記の投稿コンテンツについて、観光協会が掲載の審査および管理を行うことができる機能を設けること。
 - ・ 先述の検索・絞り込み・提案機能については、この投稿された各記事を横断的に検索等できるものであること。
 - ・ 記事投稿にかかる入力方法や必要な情報量、観光協会の選定（審査）フローなどについてのマニュアルを作成すること。

- ・ あわせて、新たな観光客（コンバージョン）の獲得や、観光客自身による SNS への UGC 投稿の誘発、閲覧数拡大に向けた効果的な手法・取扱い（取材・発信・連携）等についても提案すること。

c 広告バナー枠

- ・ トップページに広告バナー枠（広告枠数等は(2)ウを参照）を設置すること。

d その他

- ・ 箕面市観光協会が観光情報の更新・追加・削除にあたる際（(1)-イ）のマニュアルを作成すること。
- ・ 当協会指定の AI チャットボットを組み込むこと。
- ・ 企画提案に当たっては、上限金額内において可能な範囲で、体験型観光コンテンツなどの予約、販売を可能とする仕組みなど、付加提案を求める。

（現行の業務フローは、電話とメールフォームによる予約アナログ対応）

(エ) 多言語対応

- (オ) 最低限、日本語、英語、簡体字、繁体字の 4 言語表記とする。韓国語表記があればなお望ましい。

- (カ) 上限金額内において可能な範囲で、先述「記事投稿」機能についても、何らかの自動翻訳システムを組み込むことができればなお望ましい。ただし、その際は以下の 2 点に留意すること。

① a 箕面という歴史文化の深い場所を海外へ紹介するにあたり、発信する情報の質を一定程度担保するため、一般的な翻訳プログラムによっては翻訳しがたい単語等の訳語を指定できる、辞書機能があることが望ましい。

② b 観光関連事業者が自発的に投稿できる場であることから、各事業者の「国内向けの発信である」「ある特定の国に向けたプロモーションである」といった自由意志を尊重するため、各言語への自動翻訳機能については必要に応じてオプトアウトできることが望ましい。

(キ) 情報発信の重み付け（繁忙期・災害発生時等）について

繁忙期にかかる二次交通情報、通行規制情報や、災害・獣害発生時や新型コロナウイルス感染症に関連する旅行者への情報発信など、重要情報を効果的に伝達できるよう、強調表示などの機能を工夫することが望ましい。

ウ 既存・新規コンテンツの整理・移行・追加

- (ア) 現行サイトに掲載されているコンテンツを精査し、箕面市観光協会と協議のうえ、新サイトへ移行するコンテンツを選定する。

- (イ) 新サイトへのデータ移行にあたっては、現行ドメインを継承し、また、表示方法については iframe による複数ページ横断表示、API 連携、リンク設定（URL 表示・アイコン設置）など、最適な提案を行う。

※現行サイト既存コンテンツのうち、そのまま移行することが必須のもの

- ・箕面観光ボランティアガイド（サブディレクトリ内）

※別ドメイン上にある観光協会発信のコンテンツで、連携が必要なもの

- a 箕面市観光協会 公式 X（旧 twitter）
- b 箕面市観光協会 公式 instagram
- c 箕面滝道デジタル MAP（Stroly）
- d MATCHA（多言語情報発信メディア）
- e 大阪観光局サイト（予定）
- f マルチチャンネル販売プラットフォーム（予定）

- (ウ) 新サイトへのデータ移行にあたっては、バックアップを作成するなどの対策を講じること。

エ デザイン

箕面市の魅力を幅広い層に向けて最大限に訴求できるよう、魅力的な写真・動画等を使用し、箕面ならではの印象が伝わる洗練されたデザインおよびタイトルとすること。
また、下記(ア)～(カ)について留意すること。

- (ア) レスポンシブウェブデザイン（マルチデバイス対応）
スマートフォンやタブレット、PCなど、多様なデバイスに対応するレスポンシブウェブデザインを採用すること。
- (イ) ユーザビリティへの配慮
すべての閲覧者にとって分かりやすく、使いやすいサイトとなるよう、ページレイアウトの最適化や視認性の向上、表示速度の確保など、ユーザビリティへの配慮を行うこと。
- (ウ) アクセシビリティへの配慮
日本工業規格 JIS X 8341-3：2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAAに準拠すること。
- (エ) 閲覧者がページから離脱せず、長時間滞在できるような対策を講じること。
- (オ) 必要に応じて他の観光情報関連サイト等へのリンク設定を行い、利用者が効率的に情報を取得できるよう配慮すること。
- (カ) 受託事業者は、決定したタイトル・ロゴタイプについてデザイン制作を行うこと。

オ SEO対策（検索エンジン最適化）およびアクセス解析による情報収集

箕面観光に関連したキーワード検索の際に上位に表示されるよう、以下の対策を施すこと。

- (ア) title、meta description、内部リンクテキストのキーワード選定および内容の最適化を図ること。
- (イ) 文字情報は、装飾として使用するケースを除き、画像化せずに使用すること。
なお、デザインの都合上で画像テキストを使用する場合は、alt 属性等でテキスト情報を補うこと。
- (ウ) Google Search Console 等の解析ツールを用いて検索インデックス状況に問題がないかを確認できるようにすること。また、同解析ツール等で指定されている検索結果表示時の最適化を施すこと。
- (エ) 適宜 URL 検査ツールを用いて、検索結果への掲載リクエストや削除申請を行うこと。
- (オ) SEO で重視されているモバイルフレンドリー対応として、主に以下に配慮したページを作成すること。
 - ・ フォントサイズおよびリンク要素のサイズを調整
 - ・ ファイルのデータサイズを軽減
 - ・ キャッシュを活用した表示速度の改善
- (カ) Google Analytics 等のアクセス解析ツールを導入することで、管理者サイドによる可視化を可能とし、マーケティング的発想による業務改善策（ページの魅力や滞在時間の向上、サイト内周遊の強化など）を策定するための基礎情報とすること。

カ サーバ移転およびセキュリティ対策等

基本的な方針は以下のとおりとする。

- a minohkankou.net は現行サーバからの移転が必要であるため、箕面市観光協会指定のレンタルサーバ（Xserver スタANDARDプラン）を調達し、移転・構築および保守・運用にかかる作業を行うこと。
- b セキュリティ対策として、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の外的および内的要因による情報資産の漏洩、破壊、改ざん、消去等に対するの防止措置を講じること。
- c ウェブサイト構築に使用するソフトウェアは、広く利用されている標準的な技術を使用し、ユーザ数やページ数の増加による、追加のライセンス費用が発生しない構成とすること。また、選定したソフトウェアの脆弱性等に配慮し、適切に設定を行うこと。
- d 開発環境、検証環境を必要とする場合、受注者で用意すること。

(2) リニューアル後のサイトのライティングおよび保守

本業務の受託者は、前段「サイト構築」において制作した構造およびデザインに従い、新サイトの各記事をライティングし、実装する。サイトの完成後から令和8年度末まで、サイトの保守業務を遂行すること。その際、契約終了後に箕面市観光協会がメンテナンスを引継ぎ、実施することを想定した計画とすること。

ア 日本語および外国語ページの制作について

- (ア) 日本語、英語、簡体字、繁体字等、それぞれのサイトについて適切に制作し、特に多言語記事の作成にあたっては、外国人目線で記事を作成するとともに、国や地域ごとの特性に合わせた表現や内容に配慮すること。
- (イ) サイトに掲載する画像等に関する問い合わせへの対応や提供者（著作者）との連絡調整等を行うこと。
- (ウ) 箕面市観光協会と協議のうえ、現行サイト所収の観光イベント情報について、新サイトに実装された「イベント情報投稿・データ集積機能」部分への初期登録を行うこと。
- (エ) 箕面市観光協会が別途用意する AI チャットボットを日本語および各外国語サイトのトップページに設置すること。

イ 保守業務について

- (ア) 各言語のページや投稿機能について定期的に利用状況および不備の確認を実施すること。システムやサイトの不具合や不適切な利用があった場合には、箕面市観光協会と協議のうえ、速やかに対応すること。
- (イ) CMS（使用した場合。以下同じ）や各種ライブラリ、サービスの修正、更新等のメンテナンスを行うこと。
- (ウ) 脆弱性が発見された場合、外部からの不正アクセスなどによる影響を受けた場合は、原因を究明し、速やかに対策を行うこと。
- (エ) Google Analytics 等の機能を活用し、その分析結果から、令和7年度から8年度末までの保守管理期間において、半年ごとに1回以上、箕面市観光協会にフィードバック、分析、および改善策の提案を行うこと。
- (オ) 保守期間中の業務として「ライティング業務（ページの内容訂正以外で、情報更新もしくはページ新規作成等にかかり、サイト全体の構造変更を伴わないもの）を含める場合は、規模および回数を明記すること。

ウ 広告の掲載等

トップページのレイアウトに、広告を掲載可能なバナー枠を組み込むこと。

- (ア) 広告主の募集および審査に係る業務は、本業務に含まない。
- (イ) 広告枠数は、日本語サイト最大 18 枠、外国語サイト最大 12 枠とする。
- (ウ) 外国語サイトの広告枠は、1 枠で 4 言語全てに掲載するものとする。

(3) 成果物の提出

ア 提出すべき成果物は次のとおりとする。

- (ア) 実施計画書（書面および電子データ 各 1 部）
- (イ) 実施報告書（書面および電子データ 各 1 部）
- (ウ) サイトに掲載した写真、動画、画像、テキスト等のデータファイルの全て（電子データ 1 部）

イ 実施計画書の作成

受託者は、業務受託後、速やかに実施計画書を作成し、箕面市観光協会に提出し、箕面市観光協会との協議のうえ、計画変更等については、随時対応するものとする。

ウ 実施報告書の提出

新サイト本格稼働後、年度ごとに実施報告書を作成し、箕面市観光協会に提出すること。

なお、令和 6 年度の実施報告書の締め切りは、令和 7 年 2 月 1 0 日とする。

(4) 成果物に係る権利の帰属

- ア 成果物に含まれる受託者の著作物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までの権利をいう。）その他一切の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）は、サイトに掲載された時点で箕面市観光協会に譲渡されるものとする。
- イ 受託者は、第三者の著作物をサイトに掲載する場合においては、適切に当該著作物の利用に係る許諾を得なければならない。
※なお、現行サイトに使用されている素材に関しては、改変を加えないで使用する限り、本条項は適用されないものとする。
- ウ 受託者は、箕面市観光協会の承諾または合意があった場合を除き、箕面市観光協会から正当に権利を取得した第三者、および当該第三者から権利を承継した者に対し、著作権人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しない。
- エ 上記イの場合において、受託者は、当該第三者が箕面市観光協会および受託者に対し、著作権人格権を行使しないことを保証するものとする。
- オ 上記ウおよびエの規定は、委託期間が経過した後であっても同様とする。

5 業務基本スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------|
| ・令和6年 6月ー11月 | 新サイト構築 |
| ・令和6年11月ー12月 | パイロット版完成 [試験運営] |
| ・令和7年 1月 | 本格稼働（初期情報登録完了） |
| ・令和7年 2月10日 | 実施報告書提出締切 |
| ・令和8年 2月 | 保守業務実施報告書提出締切 |
| ・令和9年 2月 | 保守業務実施報告書提出締切 |

6 特記事項

- (1) 本業務履行にあたり、疑義が生じた場合は、箕面市観光協会および受託者双方の協議により処理するものとする。
- (2) 本業務履行にあたり、箕面市観光協会は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (3) 箕面市観光協会から提供を受けた資料等は、本業務のみに使用するものとする。ただし、予め、箕面市観光協会の承諾を得たものについてはこの限りでない。
- (4) 本業務の遂行に伴う打合せ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (5) 受託者は、契約開始時から契約満了時まで一貫して、箕面市観光協会や箕面観光戦略推進委員会との協議のうえ、企画・制作・運用について決定していくこととする。
については、業務受託者は、箕面市観光協会と協議のうえ、必要な会議にオブザーバー出席することとし、その上限回数については、年間4回とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、箕面市観光協会および受託者双方の協議によって業務を遂行することとする。

以上